

## 民生委員の選出について

### 【内容】

各地区の民生委員の選出について、社会福祉協議会で決めるのですか。それとも、行政も含めた場での協議で決めるのですか。

### 【回答】

民生委員の選出につきましては、民生委員法の規定によりまして、田辺市民生委員推薦会が民生委員の候補者を県知事に推薦し、これを受けて県知事が県社会福祉審議会の意見を聴いて厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっています。

この田辺市民生委員推薦会は、市議会議員・民生委員・社会福祉事業実施者・社会福祉関係団体代表者・教育関係者・行政機関職員・学識経験者から各2人の合計14人の委員で構成されています。

民生委員に委嘱されますと児童福祉法による児童委員を兼務することになり、両委員を兼ねた正式の名称は「民生委員・児童委員」となります。この「民生委員・児童委員」には、担当区域毎に委員が配置されている区域担当の民生委員・児童委員と、市内12地区毎に各地区の全域を活動の範囲として児童委員活動のみを行っている主任児童委員の2種類の委員さんがおられます。

民生委員の候補者の選出につきましては、区域担当の民生委員・児童委員についてはその区域を管轄する町内会・自治会等で選出していただき、また主任児童委員については市内の各地区民生児童委員協議会により選出していただき、それぞれから選出していただきました民生委員候補者について田辺市民生委員推薦会で審議しその候補者を決定して県知事に推薦しています。

(担当：保健福祉総務課)